## 令和3年度監查基本計画

## 1 監査委員の役割

監査委員は、地方自治法により設置された独立性及び専門性を有した執行機関として、狛江市監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行し、市の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としています。

令和3年1月の月例経済報告によると、わが国の経済は「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とあります。

犯江市においても、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市財政への影響は厳しくなることに間違いありません。令和3年度予算編成では、「新しい日常への対応と更なる支援にも備えるため、スクラップ&ビルドや既存事業の組み換えなど、積極的に対応すること。」「コロナ禍においても、将来に亘っての持続可能な財政を維持・継続するため、『中期財政計画』に定める財政規律を遵守しなければならないことから、職員の創意工夫と更なる内部努力の積み上げにより、一つひとつの事業を効率的で実効性の高いものとするよう努めること。」また、「所管する全ての事務事業及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、必要性や効果・経済性等を厳しく精査することで、必要な見直し・再構築を行うこと」とされています。

上記のことを踏まえ、監査委員は、行財政運営の検査機関の役割を果たすべく、公正かつ効果的な監査を実施します。

#### 2 基本方針

令和3年度の監査等については、狛江市監査基準第8条に基づき、次の基本方針に則して実施します。

- (1) 市の事務事業について、管理、執行が法令等に則って適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、正確性、経済性、効率性及び有効性並びに後期基本計画の推進の観点からも、適正な予算執行が図れるよう、検証を行います。
- (2) 監査の実効性を確保するため、違法、不正の指摘に留まらず、指導に重点をおいて監査等を実施するとともに、監査の結果に基づく改善状況等に対し、是正、改善を求め、その状況を常に把握します。
- (3) 監査に当たっては、対象部署においてチェック体制の整備や運用が適切 に行われているか留意します。
- (4) 市民の視点に立ち、身近でわかりやすい監査を目指し、監査の結果等に 関する情報については、市ホームページに速やかに掲載します。

#### 3 監査等の方針

令和3年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それ ぞれの具体的な内容については、別途、各実施計画において定めます。

## (1) 定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項)

令和3年度における財務に関する事務や事業及びその他の事務や事業の 執行が、法令等に則って適正行われているかはもとより、経済性、効率性、 有効性にも留意して監査を実施します。

## (2) 工事監査

(地方自治法第199条第1項及び第5項)

令和3年度に竣工となる工事を対象とし、計画、設計、積算、施工等が技術面から適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性にも留意をし、工事に係る技術的事項の調査を専門的機関に委託して監査を実施します。

## (3) 財政援助団体監査

(地方自治法第199条第7項)

市が補助金等の財政援助を行っている団体等について、原則として令和2年度に執行された財政援助に係る出納その他の事務について監査を実施し、併せて、所管課の財政援助に係る事務及び当該団体への指導監督が適切に行われているかについて監査を実施します。

#### (4) 例月出納検査

(地方自治法第235条の2第1項)

各会計の毎月の出納を対象として、計数等が適正なものとなっているか 確認をするとともに、各月末の現金等の保管状況の検査を実施します。

## (5) 決算審査

(地方自治法第233条第2項)

令和2年度の決算を対象として、各会計の決算及び関係書類等の正確性 や予算の執行、財産管理及び会計の適正性、健全性などについて、他の監査 等や例月出納検査も活用しながら的確な審査を実施します。

## (6) 基金運用状況審査

(地方自治法第241条第5項)

令和2年度の各種基金を対象として、基金の運用状況を示す書類等の計数 が正確確なものになっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目 的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施します。

# (7) 健全化判断比率等審查

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条) 市長から提出された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定された、令和2年度の実質赤字比率等の健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施します。

## 4 監査等の実施期間

監査等の実施期間は、下表の予定で実施します。

令和3年度監査等実施予定表

監	査	等	の	種	類	実 施 期 間
定	į	朝	監		査	11月~2月
工	工事			監		11月~3月
財	政 援	助	団	本 監	査	10月~1月
例	月	出	納	検	查	毎月下旬
決算審査 (基金運用状況審査含む)						6月~8月
財政健全化判断比率等審查 7月~8月						

<sup>※</sup>決算審査意見書は市長に提出し、市長は決算書、決算資料と共に狛江市議会へ提出

# 5 監査の結果等及び措置状況の公表

監査の結果等及び市長、関係機関の監査の結果に基づく措置状況については、速やかに市ホームページ等を通して、公表及び掲載を行います。